

令和 6 年度 第 1 回みきっ子未来応援協議会 次第

日時：令和 6 年 8 月 6 日（火）

午後 7 時から

場所：教育センター 大研修室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員・事務局自己紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 諮問（第三期三木市子ども・子育て支援事業計画の策定について）
- 7 部会について
 - （1）委員指名について
 - （2）部会の進め方
- 8 議事
 - （1）第二期子ども・子育て支援事業計画の実績報告について【資料 1】
 - （2）第三期子ども・子育て支援事業計画について
 - ①第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書【冊子】
 - ②第三期三木市子ども・子育て支援事業計画について【資料 2、3】
 - （3）部会における協議テーマについて【資料 4】
- 9 閉会

三木市子ども・子育て支援事業計画 実績報告（令和 5 年度）

1 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保の状況

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。令和5年度は、市内の幼稚園4か所、認定こども園14か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	126	106	20	252
② 施設の受入実績	99	88	15	202
③ ②-①	△27	△18	△5	△50

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。令和5年度は、市内の保育所1か所、認定こども園14か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	604	424	99	1,127
② 施設の受入実績	593	435	85	1,113
③ ②-①	△11	11	△14	△14

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。令和5年度は、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

(ア) 0歳児

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	34	22	4	60
② 施設の受入実績	82	55	7	144
③ ②-①	48	33	3	84

(イ) 1、2歳児

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	265	221	32	518
② 施設の受入実績	300	216	32	548
③ ②-①	35	△5	0	30

【実施状況】

1号認定児については、全体として就園児童数及び就園希望数が減少しており、受入実績は計画人数を下回っています。

一方、2号認定児のニーズは高いものの、児童数の減少傾向により、受入実績は計画人数内、第2園区についても利用定員内に収まっています。

3号認定児については、就園希望率が増加しており、利用定員を増加して対応していますが、0歳児については、計画人数を上回って受け入れをしています。また、1、2歳児についても第1園区の受入実績は計画人数を上回っています。

今後も利用定員の調整や保育者確保等に努めたいと思います。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

妊娠、出産、育児にわたる切れ目のない子育て支援を実施するため、妊娠中からの相談対応を行うために子育て世代包括支援センター（母子保健型）をはじめ、乳幼児期からの子育て全般の相談に応える子育て支援総合窓口（基本型）と、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行う教育・保育課窓口（特定型）の3か所を配置しています。

【計画数値及び実績】 (か所)

	実施か所数
① 計画数値	3
② 実績	2
③ ②-①	△1

【実施状況】

子育て支援課で実施している基本型について、資格保持者の人員配置ができなかったため子育て支援総合窓口としての業務は遂行できなかったが利用者支援事業の実施に至らなかった。

特定型については教育・保育課に子育て支援コーディネーター1名を配置するとともに、母子保健型については総合保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置して実施しました。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行っていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています。

【計画数値及び実績】 (か所・人日)

	実施か所数	就学前利用人数	小学生利用人数	利用人数合計
① 計画数値	2	9,330	537	9,867
② 実績	2	14,485	1,397	15,882
③ ②-①	0	5,155	860	6,015

【実施状況】

コロナの影響と早期に就園する児童の増加により、近年の地域子育て支援拠点の利用者が大幅に減少したため中間見直しの際に計画数値を変更したが、月齢や年齢に合わせた事業を実施することで低年齢児親子の利用が増加したこと、休日や夏休み等の長期休暇中に利用する小学生が増えたことで実績が計画値を上回りました。

（３）妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の１４回分までを助成しています。

【計画数値及び実績】

（人・回）

	利用人数	健診回数
① 計画数値	638	5,104
② 実績	599	4,634
③ ②-①	△39	△470

※２か年に渡る場合があるため、（４）乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

【実施状況】

母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施する体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざしました。

前年度より妊娠届け出数が減少し、妊婦健診の利用人数と健診回数は減少しました。令和５年１０月からは、妊婦健康診査費助成券の額面を変更し、利便性の向上を図りました。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っています。

【計画数値及び実績】

（人）

	利用人数
① 計画数値	362
② 実績	393
③ ②-①	31

【実施状況】

令和5年1月～6月間の妊娠届出数が多く、その影響で対象者が増え、利用人数は増加しています。

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげました。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげました。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

【計画数値及び実績】

（人）

	利用人数
① 計画数値	16
② 実績	24
③ ②-①	8

【実施状況】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援しました。利用理由としては、親類が遠方で協力が得られないことや、保護者に疾病等がありサポートが必要な状況がみられました。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

【計画数値及び実績】

（人日）

	利用人数
① 計画数値	52
② 実績	22
③ ②-①	△30

【実施状況】

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設を指定し、対象となる児童を一定期間養育、保護しています。保護者の入院等の理由により、一時的に養育が困難となり利用されています。

（７）育児ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【計画数値及び実績】

（人日）

	就学前利用人数	小学生利用人数	利用人数合計
① 計画数値	715	847	1,562
② 実績	497	227	724
③ ②-①	△218	△620	△838

【実施状況】

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助活動することで実施しました。

（８）一時預かり事業

認定こども園等において、在園１号認定児童を通常の教育時間を超える幼児や家庭において保育を受けることが一時的に困難となる幼児について、一時的に預かりを行います。

【計画数値及び実績】

（ア）在園児を対象とした一時預かり（人日）

	利用人数
① 計画数値	2,439
② 実績	2,150
③ ②-①	△289

【実施状況】

令和5年度は認定こども園14か所、幼稚園4か所で利用がありました。令和6年度以降も、事業対応の保育者の設置ができれば、認定こども園14か所、幼稚園2か所に対応可能です。

(イ) その他の一時預かり

(人日)

	認定こども園での一時預かり	児童センターでの一時預かり
① 計画数値	220	477
② 実績	398	496
③ ②-①	178	19

【実施状況】

令和5年度の利用は認定こども園は5か所で利用がありました。事業対応の保育者の配置ができれば、認定こども園14か所に対応可能です。

令和4年度より、地域差を解消するため児童センターと吉川児童館で実施しました。吉川児童館の一時預かりが周知され、前年度と比べ利用者は増加しています。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、既定の利用時間以外に保育を実施します。

【計画数値及び実績】

(人)

	利用人数
① 計画数値	751
② 実績	939
③ ②-①	188

【実施状況】

令和5年度は保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育施設5か所で利用がありました。令和6年度も同様に対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

【計画数値及び実績】 (人)

	利用人数
① 計画数値	521
② 実績	405
③ ②-①	△116

【実施状況】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応しました。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13事業所で実施しています。

【計画数値及び実績】 (人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
① 計画数値	309	278	179	123	35	11	935
② 実績	263	242	194	68	25	15	807
③ ②-①	△46	△36	15	△55	△10	4	△128

【実施状況】

市内全ての小学校区で児童の受け入れを行い、適正な運営を行いました。

一部地域によっては、年度当初において高学年児童が利用できていない事業所もありますが、市全体では、実績の受入れ人数が計画数値を下回っています。

みきっ子未来応援協議会資料（令和 6 年 8 月 6 日）

1. こども基本法の策定と子ども大綱

（1）こども基本法とは

- ・日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和 4 年 6 月に「こども基本法」が成立しました。（令和 5 年 4 月施行）
- ・こども基本法では、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども等の意見の反映について定めています。
- ・市町村においては、政府がさだめた「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めることが努力義務とされています。

こども基本法第 10 条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（2）こども大綱とは

- ・令和 5 年 12 月に、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。
- ・「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

※こども大綱の構成は別紙のとおりです。

⇒第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、多くの自治体が、こども基本法にさだめる「市町村こども計画」としての策定を現在進めており、こども大綱の内容を勘案し、子ども・若者に関する施策の総合的な計画としての見直しが進められています。

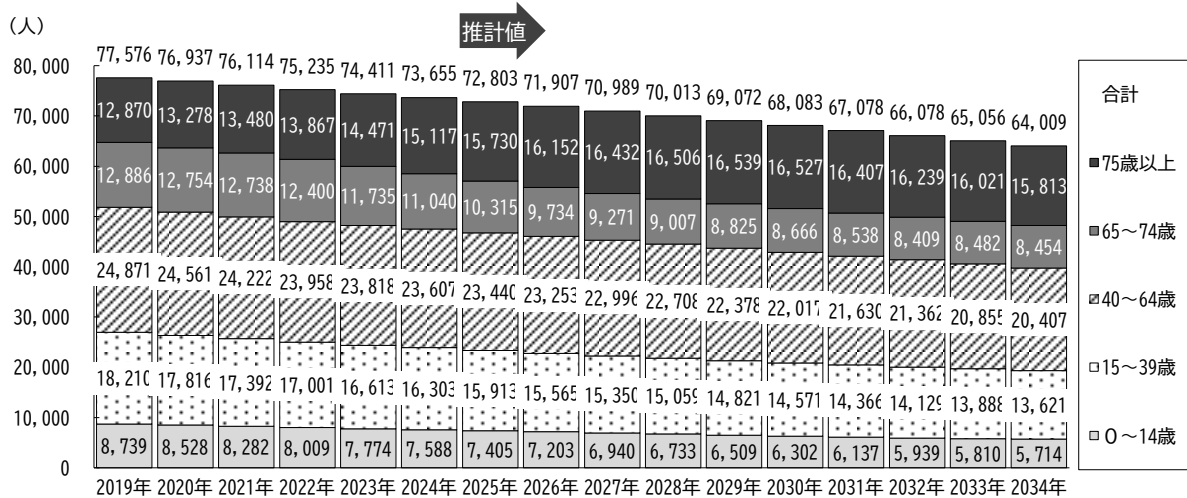
⇒三木市においても、こどもの貧困対策計画や若者支援の分野を含んだ「こども計画」として、第 3 期計画の策定を検討します。

2. 三木市の子ども・子育てをめぐる現状

(1) 人口の推移と将来推計

- ・本市の人口は減少傾向で推移しています。将来的にも減少が続く見込みです。
- ・0～14歳人口についても減少傾向となっており、総人口に占める割合についても減少傾向で、少子高齢化の傾向が進む見込みです。

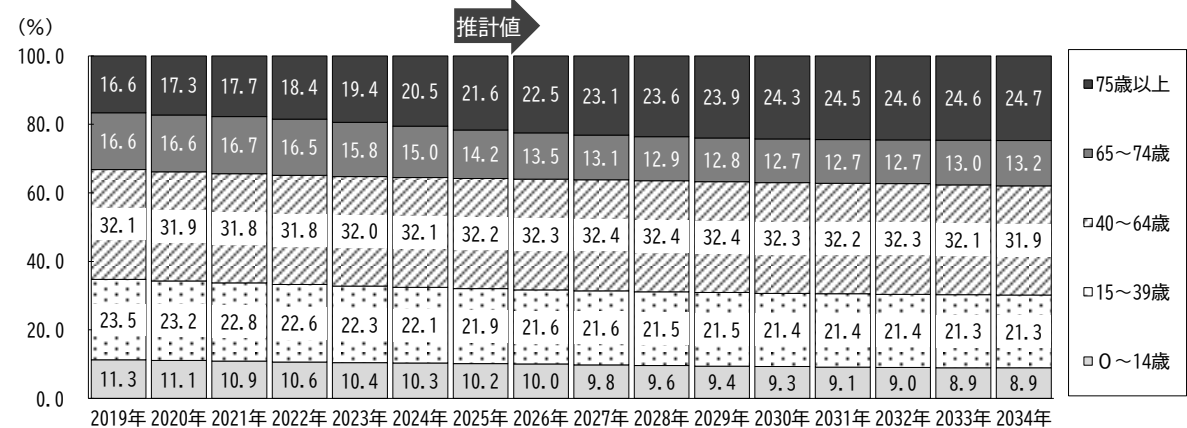
■年齢別人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、2025年以降が推計値）



※H31～R6年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。0歳人口は20～44歳女性人口との比率（子ども女性比）に基づき算出。

資料：住民基本台帳（2024年まで）

■年齢別人口割合の推移と将来推計（各年3月31日時点、2025年以降が推計値）

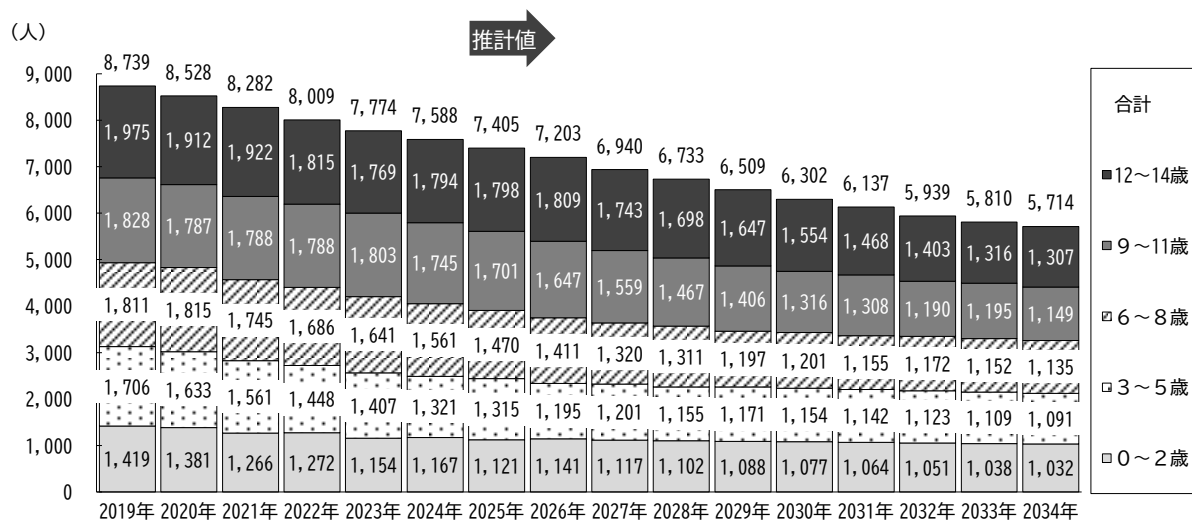


資料：住民基本台帳（2024年まで）

(2) 子どもの人口の推移と将来推計

- ・子どもの人口は、少子化の影響を反映して減少傾向となっています。2019年から2029年にかけての0～14歳人口の減少率は25.5%となる見込みです。
- ・0歳人口は、令和5年は令和3、4年より増加しましたが、令和6年は減少しており、全体では減少傾向となっています。推計人口における0歳児人口の減少は、母親年代（本推計では25～39歳）の女性人口の減少に比例しています。

■年齢別子ども人口の推移と将来推計（各年3月31日時点、R7年以降が推計値）



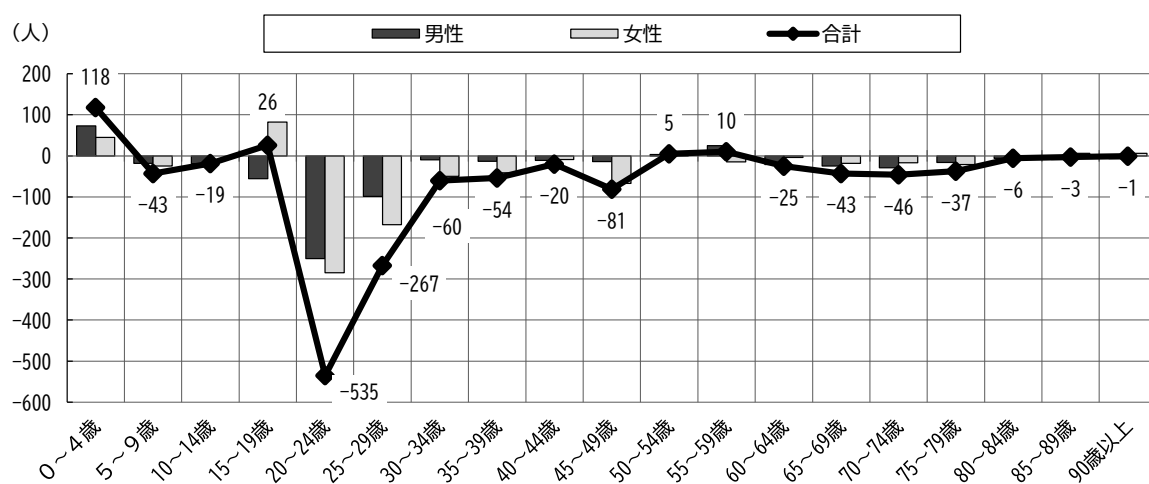
	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	419	462	355	410	346	378	368	362	357	352	347
1歳	480	434	481	376	418	356	392	380	373	370	364
2歳	520	485	430	486	390	433	361	399	387	380	377
3歳	542	528	485	435	484	396	437	365	400	390	380
4歳	569	536	532	480	442	479	396	435	364	400	388
5歳	595	569	544	533	481	446	482	395	437	365	403
6歳	592	585	566	536	538	484	444	480	394	435	364
7歳	643	597	589	565	536	545	486	448	482	398	438
8歳	576	633	590	585	567	532	540	483	444	478	395
9歳	582	577	631	588	585	572	534	542	485	443	478
10歳	625	584	574	626	585	592	573	533	542	483	444
11歳	621	626	583	574	633	581	594	572	532	541	484
12歳	676	620	625	578	577	635	580	592	572	534	542
13歳	611	679	621	619	573	584	635	581	592	572	533
14歳	688	613	676	618	619	575	583	636	579	592	572
就学前	3,125	3,014	2,827	2,720	2,561	2,488	2,436	2,336	2,318	2,257	2,259
小学生	3,639	3,602	3,533	3,474	3,444	3,306	3,171	3,058	2,879	2,778	2,603
中学生	1,975	1,912	1,922	1,815	1,769	1,794	1,798	1,809	1,743	1,698	1,647
合計	8,739	8,528	8,282	8,009	7,774	7,588	7,405	7,203	6,940	6,733	6,509

資料：住民基本台帳（令和6年まで）

(3) 転出入

- ・ 転入者数から転出者数を引いた転入超過数は、近年では毎年マイナスで推移しています。
- ・ 令和元年から令和5（2023）年の転入超過数の合計を男女別、年齢別にみると、本市は20～29歳で大幅に転出超過（マイナス）となっている一方、0～4歳は転入超過となっており、子育て世代の転入がある程度あることがうかがえます。

■男女別年齢別転入超過数（R1～R5年合計）

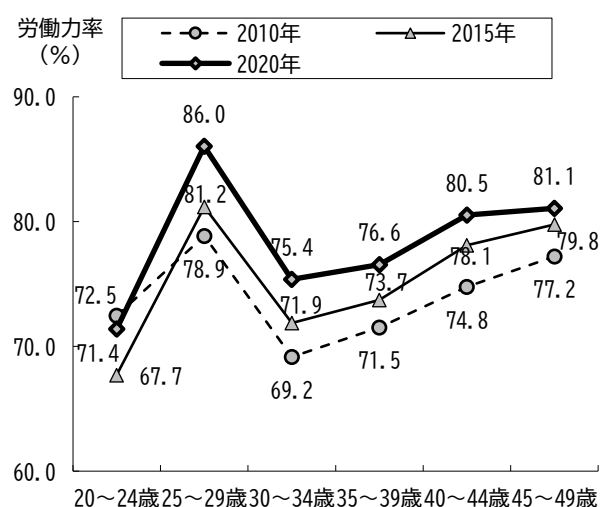


資料：住民基本台帳人口移動報告

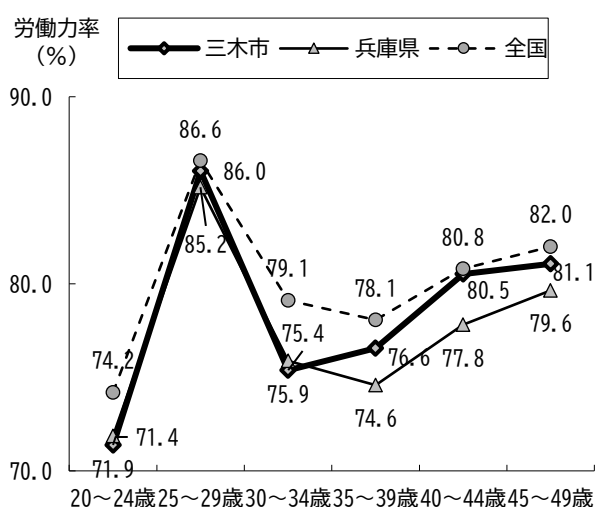
(4) 女性の就労状況（女性の労働力率）

- ・本市の女性の労働力率（就職・休職中・求職中のいずれかの状態である割合）は年々増加しており、子育て期間中も就労を継続する女性の割合が増加しています。
- ・本市の子育て世代の女性の労働力率は、国・兵庫県と比較すると、大きな差はありませんが、最も労働力率が低くなるのが、国・県では35～39歳であるのに対し、本市では30～34歳となっています。

■女性労働力率の推移（平成22年～令和2年）



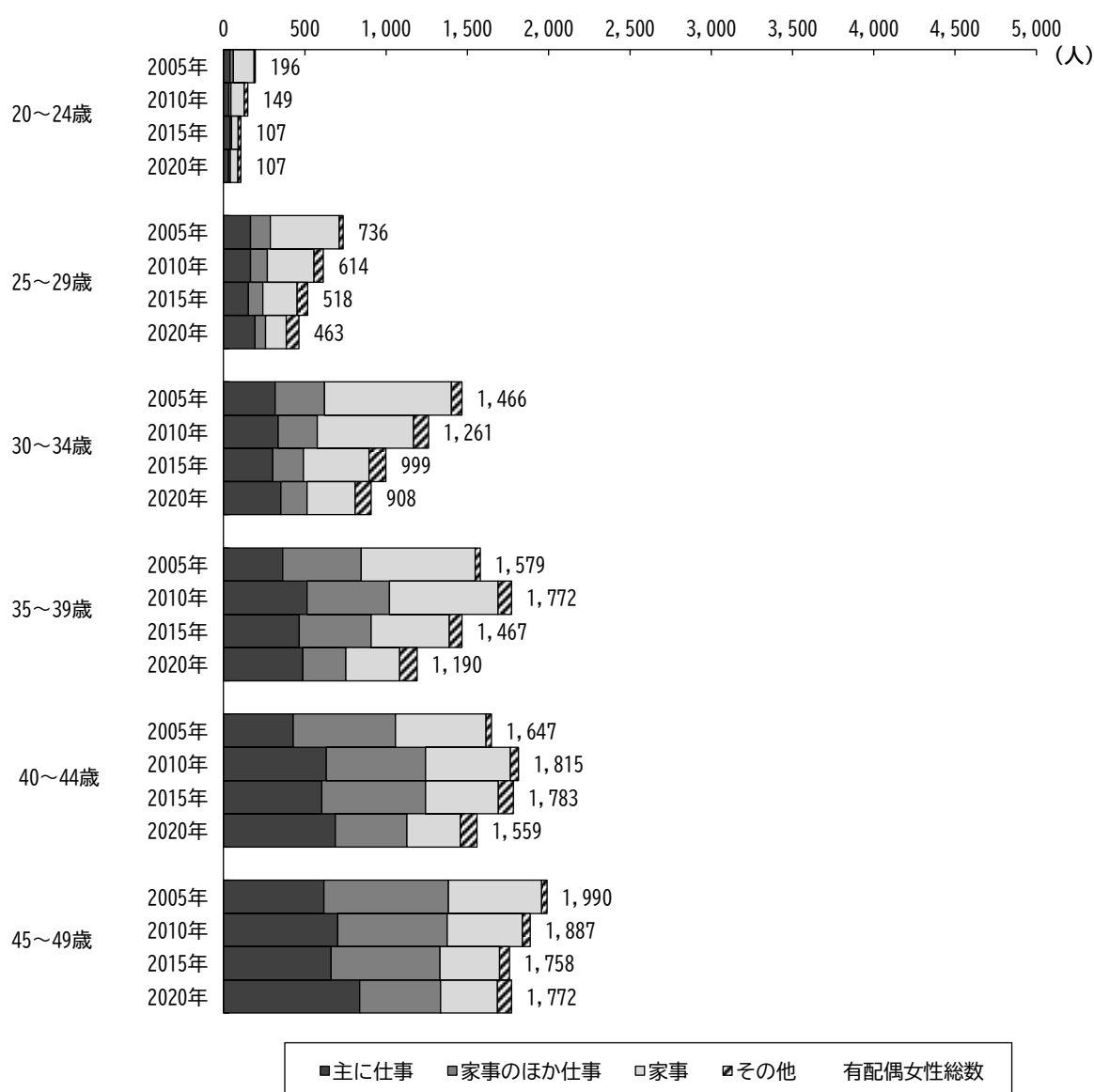
■女性労働力率の比較（令和2年）



(5) 有配偶女性の労働力状態

- ・子育て世代の有配偶女性の数は、2015年から2020年にかけて25～44歳で減少しており、特に団塊ジュニア世代以降の落ち込みが大きくなっています。
- ・有配偶女性数の減少に対して、「主に仕事」の有配偶女性は横ばいまたは増加している年代が多く仕事を有する有配偶女性の増加と、いわゆる「専業主婦」の減少が続いており、保育ニーズの増加の背景となっています。

■子育て世代の有配偶女性の労働力状態の推移

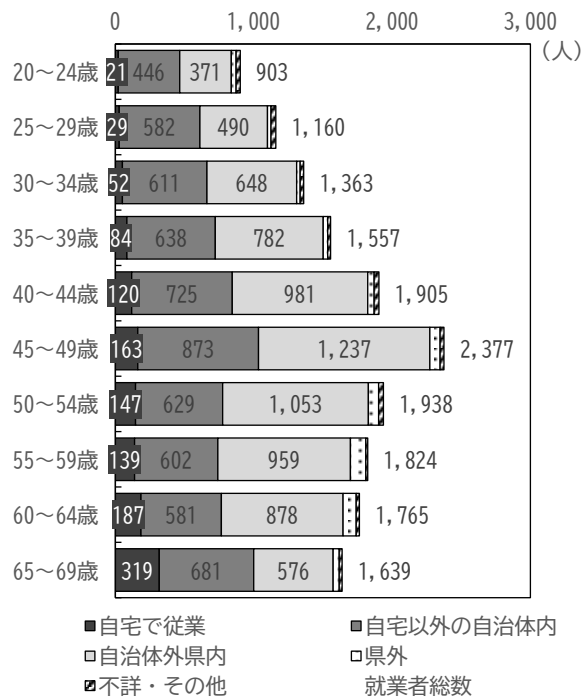


資料：国勢調査

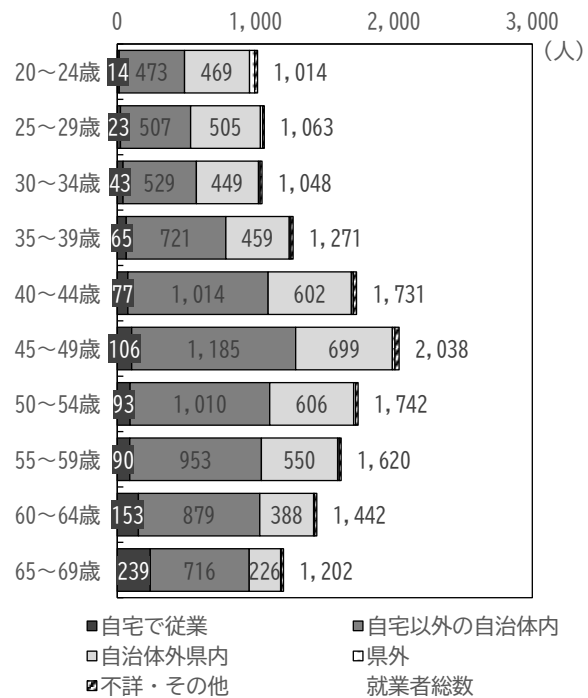
(6) 子育て世代の従業地

- ・本市在住の就業者は国・兵庫県と比較すると自治体内での就業が少なく、自治体外の県内での就業が多くなっています。
- ・20～40歳代の男性の従業地は若い年齢程市内が多く、20～40歳代の女性では、若い年齢程市外（県内）が多くなっています。

■年齢別にみた従業地別就業者数（男性）



■年齢別にみた従業地別就業者数（女性）



■年齢別にみた従業地別就業者割合（男女別）

2020年男性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外県内 (%)	県外 (%)
三木市	20～24歳	2.4	51.0	42.4	4.1
	25～29歳	2.6	51.6	43.5	2.3
	30～34歳	3.9	45.7	48.5	1.9
	35～39歳	5.5	41.5	50.9	2.1
	40～44歳	6.4	38.7	52.4	2.4
	45～49歳	6.9	37.2	52.7	3.2
三木市	就業者全体	11.1	39.8	46.0	3.2
兵庫県	就業者全体	8.3	45.5	29.2	17.0
全国	就業者全体	10.7	50.3	28.1	10.9

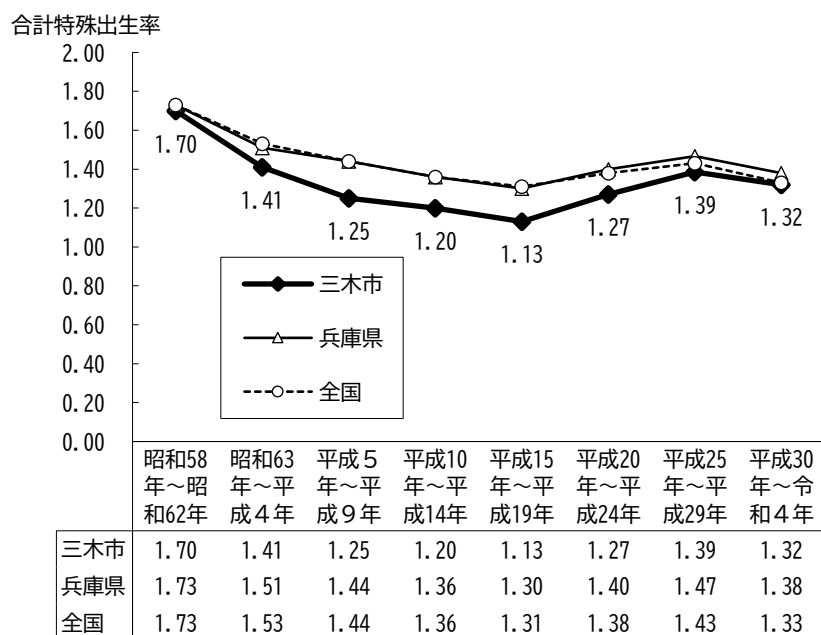
2020年 女性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外県内 (%)	県外 (%)
三木市	20～24歳	1.4	47.6	47.2	3.8
	25～29歳	2.2	48.2	48.0	1.5
	30～34歳	4.2	51.2	43.4	1.3
	35～39歳	5.2	57.5	36.6	0.8
	40～44歳	4.5	59.4	35.2	0.9
	45～49歳	5.3	59.0	34.8	0.9
三木市	就業者全体	9.1	56.7	33.2	1.0
兵庫県	就業者全体	7.9	60.5	22.0	9.6
全国	就業者全体	9.9	62.5	21.6	6.0

資料：国勢調査

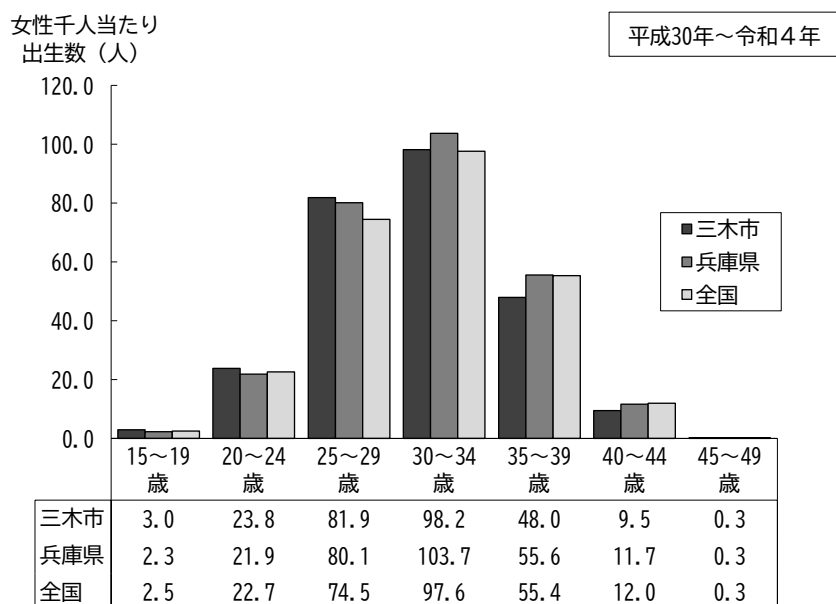
(7) 合計特殊出生率・年代別出生数

- ・本市の合計特殊出生率は概ね 1.3 前後で推移しており、国・兵庫県をやや下回って推移してきましたが、直近の統計では国・兵庫県とほぼ同水準となっています。
- ・年齢別の女性千人当たり出生数を国・兵庫県と比較すると、本市は 20 歳代の出産がやや多く、30 歳代後半以降の出産がやや少なくなっています。

■合計特殊出生率の推移



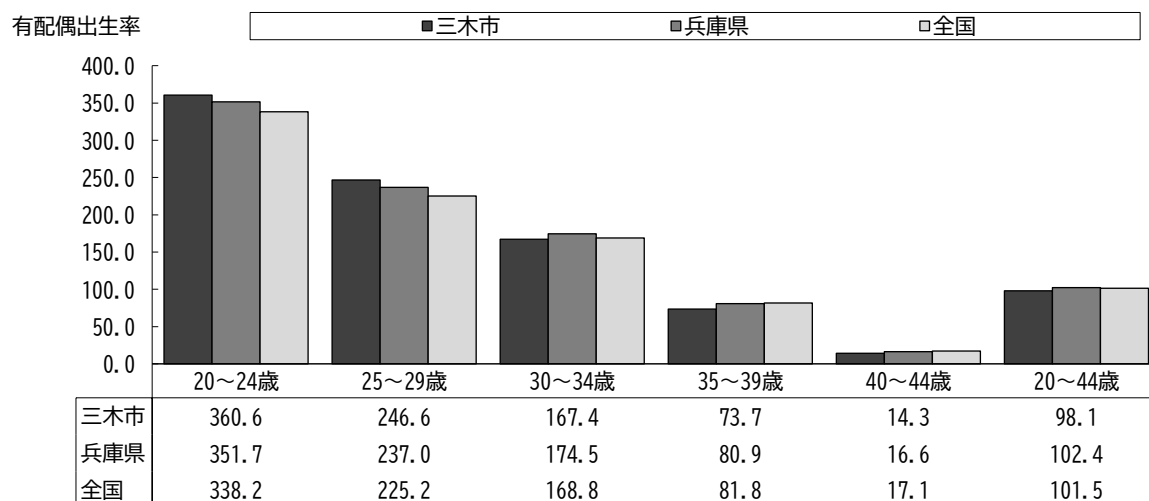
■年代別女性千人当たり出生数の比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

- ・出生を有配偶女性数で除して算出する「有配偶出生率」（有配偶女性千人当たりの出生数）についても、同様に 20 歳代は高く、30 歳以降は低くなっています。

■年代別有配偶出生率の比較（平成 30 年～令和 4 年）

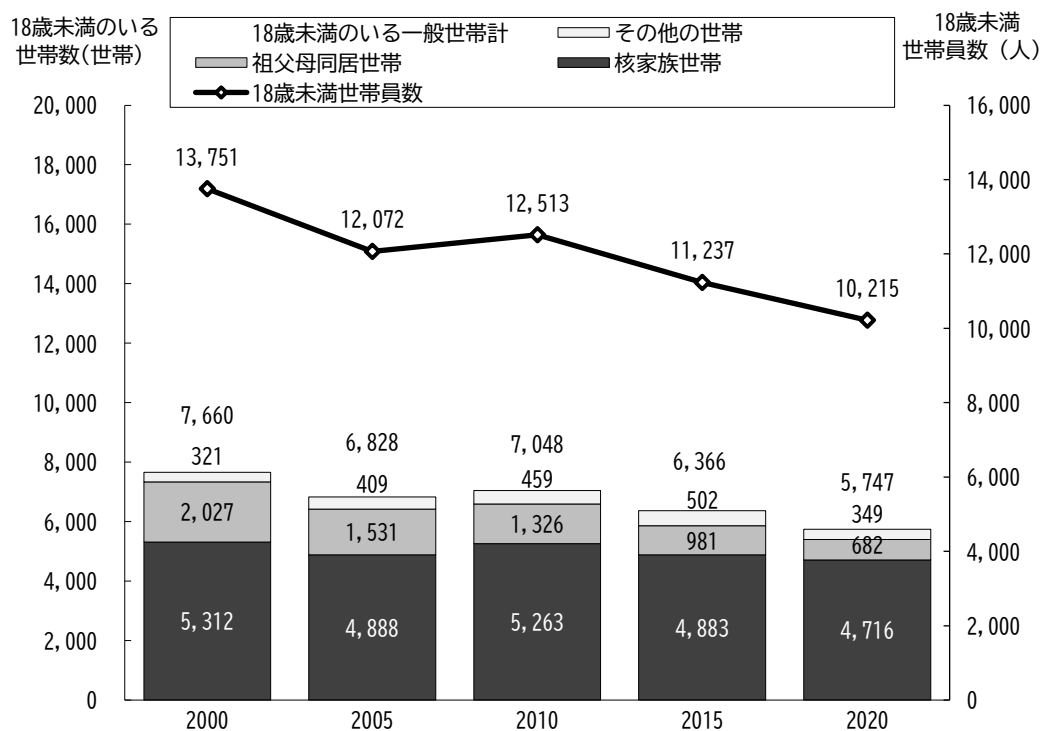


※有配偶出生率は、人口動態統計保健所・市区町村別集計（合計特殊出生率を含む市町村別統計）の年齢 5 歳区分別女性千人当たり出生数のデータを、年齢 5 区分別女性人口（各統計の中央年の国勢調査人口）に乗じて、年齢 5 区分別出生数を算出（推計）し、それが全て有配偶女性による出生であると仮定して、有配偶出生率を算出しています（実際には有配偶以外の女性からの出生もありますが、日本では数が少なく、地域差をそれほど考慮する必要がないと考えられることから、指標としては大きな問題はないものと考えます）。なお、人口動態統計の中には有配偶出生率が報告されているものがありますが、これは全出生数を 15～49 歳の有配偶女性数で除して算出したもので、年齢区分別の出生の状況を含めて推計した本資料での算出方法とは異なります。

(8) 18歳未満のいる世帯

- ・ 18歳未満のいる世帯数、18歳未満世帯員数ともに減少傾向です。
- ・ 祖父母同居世帯の割合は減少傾向で、国・兵庫県より高く推移しています。

■18歳未満のいる一般世帯数と18歳未満世帯員数の推移



※「一般世帯」とは、国勢調査の定義によると、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（住み込みの雇人や別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者を含む）、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を含む言葉であり、「施設等の世帯」（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等）と区分されます。

資料：国勢調査

■一般世帯における夫婦と子どものみ世帯の割合の比較

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三木市	66.6	65.5	64.4	63.4	64.5	64.7	65.8	67.8	72.0
兵庫県	70.8	69.7	70.0	70.6	72.4	72.8	74.1	76.4	78.8
全国	66.5	65.0	64.8	65.3	66.8	67.8	69.4	72.4	75.7

■一般世帯祖父母同居世帯の割合の比較

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三木市	28.2	28.3	28.7	28.9	26.5	22.4	18.8	15.4	11.9
兵庫県	21.8	21.7	21.0	20.1	16.7	13.4	10.4	8.3	5.9
全国	25.4	25.6	25.2	24.4	21.1	17.7	14.1	11.3	8.5

資料：国勢調査

(9) 最年少の子どもの年齢別にみた子どもの数

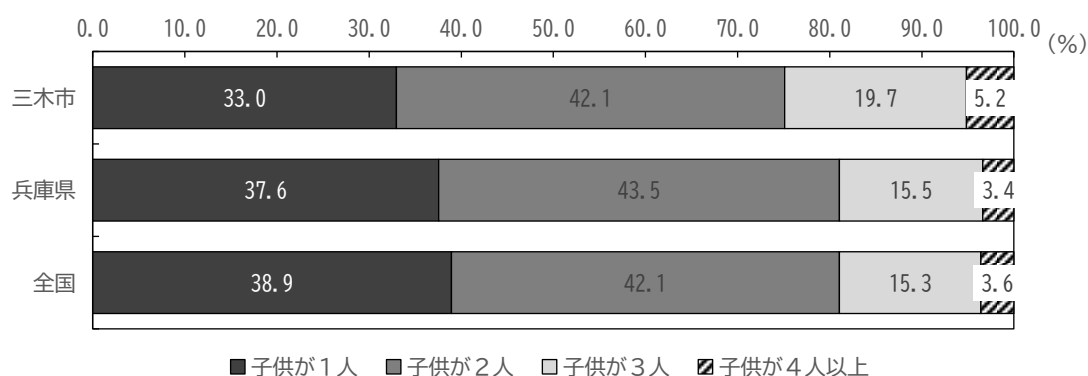
- ・夫婦世帯の子どもの数は、最年少の子どもの年齢が11歳以下の世帯では1人が27.8%、2人が45.5%、3人が22.0%、4人以上が4.8%となっています。
- ・最年少の子どもの年齢が11歳以下の集計においても、5歳以下の集計においても、国・兵庫県と比較すると、本市は子どもが1人の割合が低く、3人以上の割合が高くなっており、夫婦世帯におけるきょうだい数が多いことがうかがえます。

■夫婦と子どものいる世帯の最年少の子どもの年齢別子ども数の割合（令和2年）

	最年少の 子どもの年齢	子どもが1人 (%)	子どもが2人 (%)	子どもが3人 (%)	子どもが4人 以上 (%)
三木市	2歳以下	39.4	39.4	16.8	4.4
	3～5歳	24.7	45.7	23.4	6.2
	6～8歳	21.3	48.0	26.1	4.7
	9～11歳	20.8	51.9	23.6	3.7
三木市	11歳以下	27.8	45.5	22.0	4.8
兵庫県	11歳以下	32.1	47.6	17.1	3.2
全国	11歳以下	33.6	46.1	16.9	3.4

※「子どもの数」は、同居している子どもの人数であり、夫婦から生まれた子どもの数の総計ではありません。

■最年少の子どもの年齢が5歳以下の世帯における子どもの数の比較（令和2年）

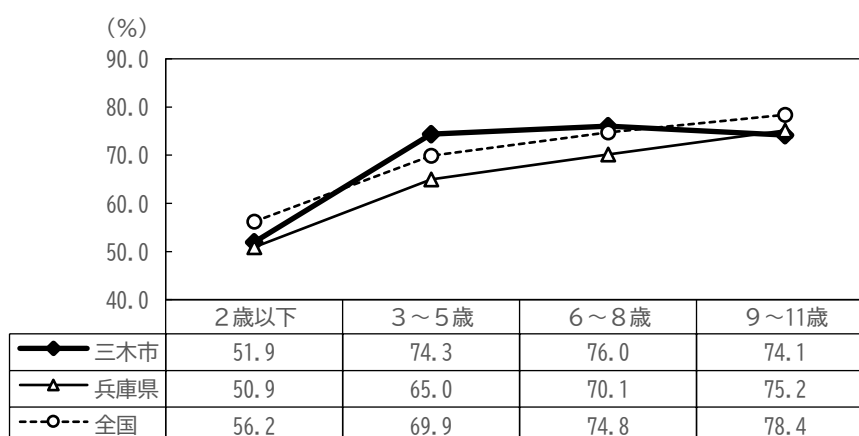


資料：国勢調査

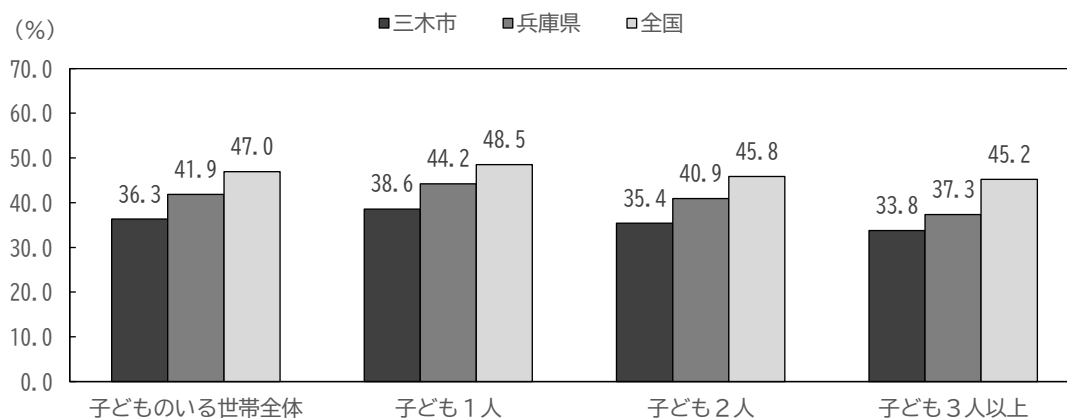
(10) 最年少の子どもの年齢別・子どもの数別にみた親の就労状況

- ・夫婦のいる世帯における父親と母親がともに就業者である夫婦就業世帯の割合は、本市では最年少の子どもの年齢が3～5歳以降はほぼ横ばいで推移しています。国・兵庫県は子どもの年齢が上がるほど高くなっていますが、本市ではそうした傾向はみられません。
- ・本市では、最年少の子どもの年齢が0歳の時の夫婦就業世帯の割合が低く、出産時にいったん職を離れる人の割合が高いことがうかがえます（休業中は就業に含んでいます）。

■最年少の子どもの年齢別にみた夫婦就業世帯の割合



■最年少の子どもの年齢が0歳のときの子どもの人数別にみた夫婦就業世帯の割合



資料：国勢調査

3. 第3期三木市子ども・子育て支援事業計画 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状把握										
人口推計										
現行計画の評価・検証										
サービス見込量の算出										
計画骨子案作成										
計画素案作成										
パブリックコメント										
印刷物作成										
みきっ子未来応援 協議会										

子ども・若者を含む計画（国のこども大綱に準じた構成）とした場合の
第3期計画の体系について

1 第2期計画の体系

基本理念	人がつながり 子どもが育つまち 三木
基本方針1 就学前教育・保育の質の 確保と充実	(1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用 (2) 保育教諭の質の向上 (3) 学校教育への円滑な接続 (4) すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ (5) 三木市特定教育・保育施設評価 (6) 保育教諭の確保
基本方針2 子育て家庭への支援の充 実	(1) 子育て支援事業の充実 (2) 親と子の健康づくり (3) 相談支援体制の整備 (4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保 (5) 放課後児童対策 ①放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実 ②放課後子ども教室の実施検討 (6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援（ひとり親・障がい・国籍等） ①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②障がいや発達に支援が必要な子どもとその家庭の支援 ③外国にルーツをもつ子どもとその家庭への支援 (7) 子どもの貧困対策 ①実態把握の推進 ②学習・進学支援 ③生活支援 ④保護者への支援
基本方針3 子育てしやすい環境づく り	(1) 地域における子育て世代の学びや交流 (2) 児童虐待の防止 ①関係機関との連携と相談体制の強化 ②虐待の早期発見と予防啓発 ③児童養護施設等との連携 (3) 子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進

2 国の「こども大綱」（令和5年12月22日）

こども施策の基本理念（こども基本法第3条）	①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～ 「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
第3 こども施策に関する重要事項	
1 ライフステージを通じた重要事項	(1) <u>こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</u> (2) <u>多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</u> ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・こどもまんなかまちづくり ・こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・<u>プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等</u> ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 (4) <u>こどもの貧困対策 2(7)</u> (5) 障害児支援・<u>医療的ケア児等への支援 1(4)/2(6)</u> (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・児童虐待防止対策等の更なる強化 3(2) ・<u>社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援</u> ・<u>ヤングケアラーへの支援</u> (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

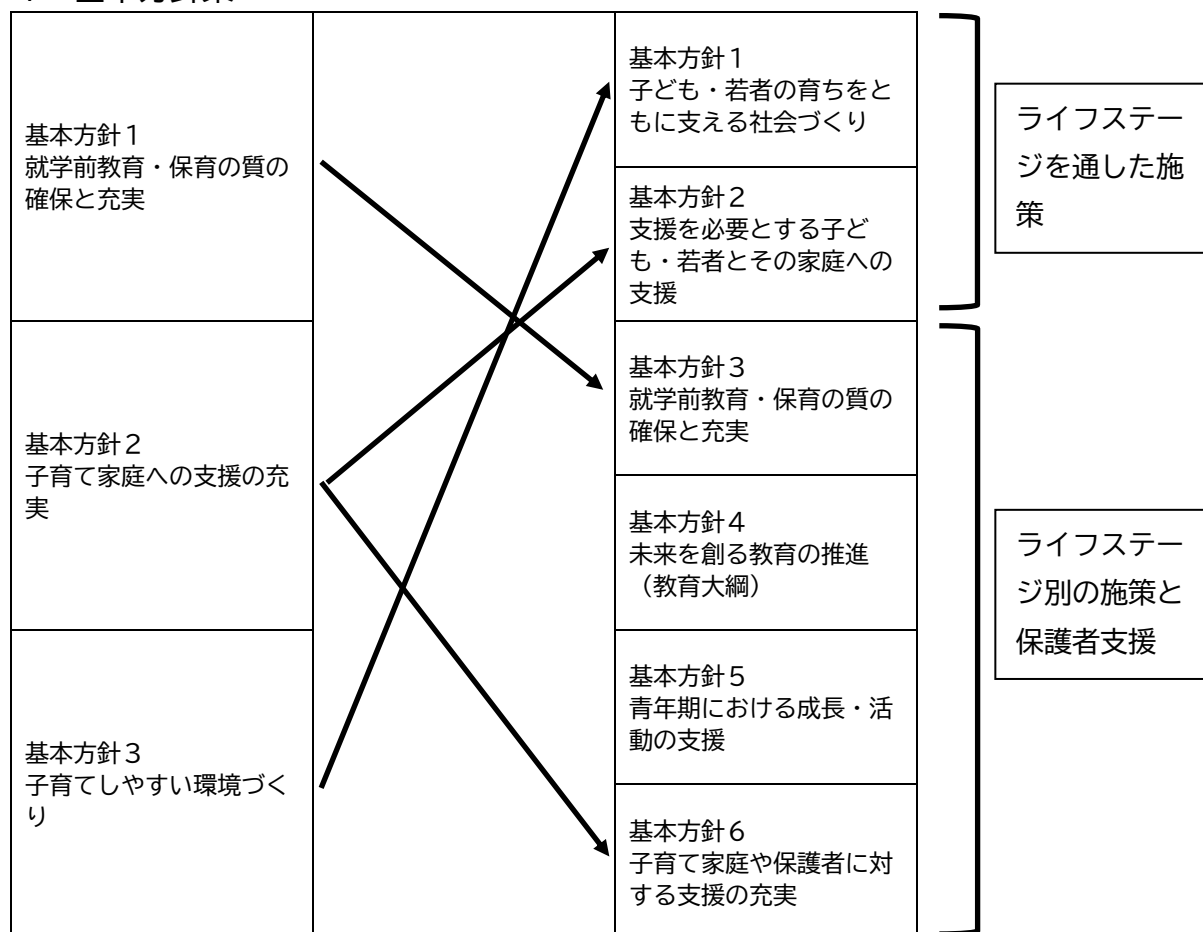
	・ <u>こども・若者の自殺対策</u> ・ <u>こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備</u> ・ <u>こども・若者の性犯罪・性暴力対策</u> ・ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 3(3) ・ 非行防止と自立支援
2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期まで ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 2(2) ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 1(1) (2) 学童期・思春期 ・ <u>こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等</u> ・ <u>居場所づくり</u> ・ <u>小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</u> ・ <u>成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</u> ・ <u>いじめ防止</u> ・ <u>不登校のこどもへの支援</u> ・ <u>校則の見直し</u> ・ <u>体罰や不適切な指導の防止</u> ・ <u>高校中退の予防、高校中退後の支援</u> (3) 青年期 ・ <u>高等教育の修学支援、高等教育の充実</u> ・ <u>就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</u> ・ <u>結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</u> ・ <u>悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</u>
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2(7) (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 3(1) (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4) ひとり親家庭への支援 2(6)
こども施策を推進するために必要な事項	
1 こども・若者の社会参画・意見反映	(1) <u>国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進</u> (2) <u>地方公共団体等における取組促進</u> (3) <u>社会参画や意見表明の機会の充実</u> (4) <u>多様な声を施策に反映させる工夫</u> (5) <u>社会参画・意見反映を支える人材の育成 1(6)</u> (6) <u>若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備</u> (7) <u>こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究</u>
2 こども施策の共通の基盤となる取組	(1) 「こどもまんなか」の実現に向けた E B P M (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
3 施策の推進体制等	(1) 国における推進体制 ・ こどもまんなか実行計画による P D C A とこども大綱の見直し ・ こども家庭審議会 ・ こども政策を担当する内閣府特命担当大臣 (2) 数値目標と指標の設定 (3) 自治体こども計画の策定促進、 地方公共団体 との連携 ・ 自治体こども計画の策定促進 ・ 地方公共団体との連携等 (4) 国際的な連携・協力 (5) 安定的な財源の確保 (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

※下線は第2期計画に含まれていない内容。項目後の数字は第2期計画で該当する基本方針と項目番号

3 第2期計画見直しの方向

- ◆子ども・若者を視野に入れた計画としたときに不足する学校教育段階や青年期の若者への支援の項目を新たに追加
- ◆子ども大綱の構成に準じて、ライフステージを通した施策に関する基本目標（1～2）と、ライフステージ別の施策に関する基本目標（3～6）で構成
- ◆学校教育段階の項目については、主に教育大綱の項目等を参照して追加作成、その他の国の子ども大綱に含まれる項目で、第2期計画に含まれない施策については、三木市としての何らかの施策があるものは含めていく方向で検討

4 基本方針案



※国のこども大綱の内容と三木市の第2期計画の構成を勘案し、基本方針を6つに再構成。基本方針4（学齢期）、基本方針5（青年期）についてはほぼ新設

5 第3期計画体系案

※赤字（下線）は第2期計画に含まれない内容。項目の後ろに「（教育大綱）」と記載があるものは、第2期三木市教育大綱に記載がある項目

基本理念	人がつながり 子ども・<u>若者</u>が育つまち 三木 ※若者までを計画の視野に含むことから、「・若者」を基本理念に追加
基本方針1 子ども・若者の育ちを ともに支える社会づく り	<u>（1）子ども・若者の権利の擁護と尊重</u> ①<u>人権教育・啓発の推進（権利の主体であることの教育を含む）</u> ②<u>社会参画や意見表明の機会の確保</u> ③<u>ジェンダー・障害等に関する格差の解消</u> ④<u>多文化共生の推進</u> （2）児童虐待の防止 ①関係機関との連携と相談体制の強化 ②虐待の早期発見と予防啓発 ③児童養護施設等との連携 （3）多様な体験の機会の確保 ①地域における子どもの体験・活動機会の充実 ②<u>就労や子育てにつながる体験の場の確保</u> ③<u>若者の活躍の場づくりの推進</u> （4）心と体の健康を守る取り組みの充実 ①親と子の健康づくり ②学齢期から青年期までの子どもの相談支援体制の整備 （5）安心・安全な育ちの環境づくり ①子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進 ②<u>安全なインターネット利用のための取り組み</u> ③<u>子ども・若者の自殺対策</u>
基本方針2 支援を必要とする子ど も・若者とその家庭へ の支援	（1）障がいや発達に支援が必要な子どもとその家庭の支援 ①すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ ②障がいや発達の状況に応じた支援の充実 ③特別支援教育の推進（教育大綱） （2）多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援 ①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②外国にルーツをもつ子どもとその家庭への支援 ③<u>社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援</u> ④<u>ヤングケアラーへの支援</u> （3）子どもの貧困対策 ①実態把握の推進 ②学習・進学支援 ③生活支援 ④保護者への支援
基本方針3 就学前教育・保育の質 の確保と充実	（1）教育・保育内容の充実 ①発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用 ②学校教育への円滑な接続 ③三木市特定教育・保育施設評価 （2）保育教諭の質の向上と確保 ①保育教諭の質の向上 ②保育教諭の確保 <u>（3）家庭教育の支援</u>

基本方針4 未来を創る教育の推進 (教育大綱)	(1) 生きる力の育成 <u>①確かな学力の育成(教育大綱)</u> <u>②豊かな心の育成(教育大綱)</u> <u>③健やかな体の育成(教育大綱)</u> (2) 学びを支える環境づくりの推進(教育大綱) <u>①学校・園の教育環境の整備・充実(教育大綱)</u> <u>②教職員の資質・能力の向上(教育大綱)</u> <u>③学校・家庭・地域が連携した教育の推進(教育大綱)</u> (3) 子どもの居場所づくり <u>①放課後児童対策の充実</u> <u>②地域と連携した子どもの居場所づくりの推進</u> <u>③不登校の支援</u>
基本方針5 青年期における成長・ 活動の支援	(1) 進学・就労の支援 <u>①キャリア教育の充実(教育大綱)</u> <u>②進学の支援と高校中退の防止及び中退者への支援</u> <u>③関係機関と連携した就労支援</u> (2) 困難を有する若者への支援 <u>①地域と連携した困難を有する若者への支援体制づくり</u> <u>②相談支援の充実と情報発信の強化</u> (3) 結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成 <u>①親となる体験の機会の提供</u> <u>②プレコンセプションケアに関する情報提供</u> <u>③結婚・出産の支援の検討</u> <u>④パートナーシップ制度の検討</u>
基本方針6 子育て家庭や保護者に 対する支援の充実	(1) 子育て支援事業の充実 (2) 地域における子育て世代の学びや交流 (3) 就労と育児の両立支援 <u>①休業制度やワーク・ライフ・バランスに関する事業者・市民への啓発</u> <u>②子育てにおける男女共同参画の推進</u> ③就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保 (3) 子育ての経済的支援 <u>①保育料負担の軽減</u> <u>②子ども医療費の無償化</u> <u>③各種の経済的支援と情報提供の充実</u>

【資料 4】

みきっ子未来応援協議会 部会について

(1) 部会とは

みきっ子未来応援協議会条例第6条の規定に基づき、みきっ子未来応援協議会条例施行規則第3条で4部会を定める。

- ・就学前教育・保育部会
- ・子育て環境部会
- ・家庭・地域・学校教育部会
- ・要保護児童部会

(2) 部会審議の進め方

- ・部会で審議の必要な事項がある場合に開催する。
- ・審議事項については、みきっ子未来応援協議会または所管課のいずれかが提案する。

(3) 部会の主な担当項目及び議題

部会名	就学前教育・保育部会
所管事項	幼稚園と保育所の一体化に関すること
所管課	教育・保育課
担当事項	○幼保一体化計画に関すること ○就学前教育・保育の質の確保と充実に関すること ○認定こども園、保育所、幼稚園の円滑な利用確保
議題（案）	・幼保一体化計画の見直しについて ・就学前教育・保育の質の向上と充実について ・認定こども園の施設運営の適正化について

部会名	子育て環境部会
所管事項	次の世代を担う親づくり 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり
所管課 (◎幹事課)	◎子育て支援課、教育・保育課、障害福祉課
担当事項	○地域子ども・子育て支援事業の実施 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○障がいのある子どもとその家庭への支援
議題（案）	・第3期三木市子ども・子育て支援事業計画について

部会名	家庭・地域・学校教育部会
所管事項	家庭、地域、学校が一体となった人づくりに関すること
所管課 (◎幹事課)	◎学校教育課、教育センター、生涯学習課、人権推進課（子どもいじめ防止センター）
担当事項	○子どもをネット依存や犯罪等の被害から守るための活動の推進 ○地域、家庭の教育力の向上
議題（案）	・青少年の健全育成に係る取組状況について（青少年センター） ・家庭における子どもたちのウェルビーイングについて（学校教育課） ・地域と学校の連携・協働体制推進事業について（生涯学習課）

部会名	要保護児童部会（非公開）
所管事項	要保護児童及び児童虐待防止に関すること （児童福祉法第25条の2第2項に規定）
所管課 (◎幹事課)	◎子育て支援課、学校教育課、福祉課 健康増進課、教育・保育課、人権推進課、障害福祉課
担当事項	○児童虐待の防止
議題（案）	・三木市の要保護児童の現状 ・実務者会議及びケース検討会議等での取組状況